

富山国際大学補助金等の不正防止計画

平成 27 年 4 月 1 日策定

富山国際大学では、「学校法人富山国際学園の研究活動における不正行為の防止等に関する規程」第 4 条第 2 項により、富山国際大学補助金等の不正防止計画を以下のとおり定めるものとする。

I. 運営管理体制

1. 最高管理責任者：理事長

本学における補助金等の運営・管理について最終責任を負う。

2. 統括管理責任者：学長

最高管理責任者を補佐し、補助金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

3. コンプライアンス推進責任者：運営管理部長

学部等における補助金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

4. コンプライアンス推進副責任者：学部長・総合学務センター長・事務部長

コンプライアンス推進責任者の指示の下、コンプライアンス推進責任者の責任と権限の遂行を補佐する。

II. 不正防止計画

1. 責任体系

| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|------------------|--|
| 時間の経過による責任意識の低下。 | 「コンプライアンス研修会」、及び「教授会」で各責任者に対して責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る。 |

2. 適正な運営及び管理の基礎となる環境整備

| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|---|--|
| ・ コンプライアンスに対する意識が希薄。 ・ 不適切な会計処理であっても、結果的に研究に使用していれば許されるという認識の甘さ。 | ・ 全教職員を対象に「コンプライアンス研修会」を実施し、ルール等の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を図る。 ・ 全教職員から不正を行わない旨の「誓約書」を提出させる。 ・ 就業規則における懲戒等について、再確認させる。 |

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|--------------------------------|--|
| 不正防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正事案が発生。 | 不正事案の調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討、不正防止計画に加える。 |

4. 補助金等の適正な運営及び管理活動

| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|--|--|
| 研究者サイドで、予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する。 | 年度途中に執行状況を確認し、執行状況の悪い者には、その時点での執行データを送信し、執行を促す。 |
| 取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。 | <ul style="list-style-type: none"> 特定の業者との密接な取引がないか注視するため、必要に応じて債務確認をするなど取引状況の確認を行う。なお、不正な取引を行った業者については、規程に基づき一定期間の取引停止等の措置を行う。 取引数の多い業者については、不正経理に協力しない旨の「誓約書」を提出させる。 |
| 旅行事実の確認が不十分であることによるカラ出張や水増し請求。 | <ul style="list-style-type: none"> 教職員が行う出張について、財源にかかわらず、「出張報告書」及び旅行の事実を証明するものを提出させる。 外国出張の場合は、旅行事案について、関係者、旅行代理店等への問い合わせを行う等、確認を強化する。 |
| 教員発注物品の検収が不十分であることによる架空伝票操作による納品や預け金。 | 教員が発注する全ての購入物品について、事務部門による納品事実の確認を行う。 |
| 研究と直接関係がないと思われる物品の購入。 | 事務部門による納品確認の際に、疑義が生じた物品については、発注者に購入目的の確認等を行う。 |
| 研究員等の勤務時間管理が厳密に行われていないため実態の確認が出来ず、カラ謝金が発生する。 | 管理監督者は、教職員の勤務時間管理が適正に行われていることについて、日常的に実証する方策及び不定期の調査等により実証する方策を策定する。 |

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|-------------------------------|---------------------------|
| 相談を含む「告発窓口」が判りにくいため、不正が潜在化する。 | 相談を含む「告発窓口」を、ホームページに掲載する。 |

6. モニタリングの充実

| 不正発生要因 | 不正防止計画 |
|--|---|
| 不正使用の防止を推進する体制の検証及び不正発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。 | 学園本部事務局において、全体の10%程度について「内部監査」を行うが、件数が少ない場合は全ての調査を行う。 |

III. 不正防止計画の点検・評価

補助金等使用に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。